

伊達市過疎地域持続的発展市町村計画（案）に対する意見募集結果

このページでは次の情報をご案内しています。

意見募集の概要

伊達市では、市民参加条例第9条に基づき、より多くの市民の皆さんの意見を参考にするため、伊達市過疎地域持続的発展市町村計画（案）に対する意見を募集（パブリック・コメント）し、3人の方から3件の意見提出がありました。

これらの意見に対する市としての考え方を下記のとおり公表します。

貴重なご意見、ありがとうございました。

意見募集の結果

PDF [伊達市過疎地域持続的発展市町村計画（案）に対する意見募集結果](#) (381.8KB)

意見募集の概要

意見募集の案件

伊達市過疎地域持続的発展市町村計画（案）

意見募集の内容

一部過疎に指定されている大滝区において、持続可能な地域社会の形成や地域資源などを活用した地域活力の更なる向上を実現するため、令和3年4月1日に施行された「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、今後5年間（計画期間：令和3年度から7年度）の各種事業の方向性を示す「伊達市過疎地域持続的発展市町村計画」を策定します。

関係資料

PDF [伊達市過疎地域持続的発展市町村計画（案）（概要版）](#) (1.4MB)

PDF [伊達市過疎地域持続的発展市町村計画（案）](#) (1.6MB)

意見の募集期間

令和3年7月7日（水曜日）から7月20日（火曜日）（14日間）